

愛知県環境審議会地盤環境部会（第4回） 会議録

1 日時

平成21年12月28日（月）午前10時から正午まで

2 場所

愛知県自治センター 大会議室（4階）

3 出席者

（1）委員（7名）

大東部会長、足立委員、浅岡専門委員、岡村専門委員、四俣専門委員、杉井専門委員、
牧野内専門委員

（2）事務局（8人）

（愛知県環境部）山本技監

（水地盤環境課）藤野課長、野田主幹、畔柳課長補佐、大谷主査、桑山主任、大越
技師、大橋主事

4 傍聴人及び報道関係

5名

5 議事

・会議録への署名を杉井専門委員、牧野内専門委員が行うこととした。

（1）土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等の見直しについて

・本案件については、愛知県環境審議会運営規程第5条第1項の規定に基づき、部会の
決議をもって審議会の決議とできるよう、環境審議会会長から事前に同意を得ていること
について、大東部会長から説明があった。

・資料1、資料2及び資料3について事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

[浅岡委員] 県民意見等に対する考え方については公表されるのか。

[事務局] ホームページ等で公開する。意見をいただいたものは必要に応じ修正・追記する。

[牧野内委員] 自主調査により汚染が見つかった場合の報告に対して、県としては助言を行うということか。助言の方法等を条例にきちんと位置づけるのか。

[事務局] 自主調査については今までの条例では規定がなかったことから、行政が一定の関与をしていくことを条例に位置付けたいと考えている。また、自主調査の方法についても土壌汚染等対策指針に従うよう規定していきたいと考えている。

[大東部会長] 行政が関与するという点については、助言を与えるというような形で規定していくということである。

土壌汚染等対策指針の改訂についての説明をされたい。

[事務局] 土壌汚染等対策指針は履歴調査の方法、応急措置の方法、汚染の除去等の措置の方法について規定している。改訂の方向性としては、汚染が見つかった場合の措置について汚染の程度に応じて柔軟に対応できるように規定できないか、履歴調査の方法を標準化できないか等を考えている。

[浅岡委員] 現在セメント製造施設で汚染土壌を処理する場合でも、許可の必要は無いのか。

[事務局] 今までは県で認定した浄化施設、廃棄物の最終処分場及びセメント製造施設で処理してよいことになっていた。今後はセメント製造施設であっても許可が必要となる。

[四俵委員] 「県民意見等に関する考え方」は答申に反映されているのか。

[事務局] 反映している。

[四俵委員] この書き方だと答申に反映されているのかどうか分かりにくい。

[大東部会長] 県民意見等に対する考え方の中に答申のどこに書いてあるか注釈を書くといいかもしれない。

[事務局] 注釈をいれるよう修正する。

[岡村委員] 環境影響評価法ではある程度の面積要件があると思うが、この条例では全ての施設で行う必要があるのか。

[事務局] この生活環境影響調査は基本的に全ての許可申請者が行う必要がある。狭い面積の事業範囲で処理を行う業者でもやってもらう。

[大東部会長] 履歴調査の面積の考え方だが、実改変面積と計画面積とで違いが出てくると考えられるがどのように考えているか。

[杉井委員] 国と考え方が違うことで問題が出てくることあるのか。

[事務局] 法と条例の規定の内容は実質的に同様である。これまでの県の指導と今後出される国の考え方では大幅に変わることは無いと考えている。

[大東部会長] 履歴調査を行うのは「指定調査機関が望ましい」という文言を「指定調査

機関にすべき」という意見に対する考え方が明確にされていないと思うが、どのように考えているのか。

[事務局] 調査は事業者に負担にならないようにする必要があると考えている。指定調査機関は土壌調査を行う機関だが、土壌調査は履歴調査から一貫して指定調査機関が行うことが多いため指定調査機関が望ましいとしているが、履歴調査は指定調査機関でなくても行うことができるため、必ずしも指定調査機関が行う必要は無いと考えている。

[大東部会長] 「指定調査機関が望ましい」という文言はどこに書いてあるのか。

[事務局] 指針に書かれている。県民意見等に対する考え方に調査実施者に負担とならないように書いてあるが、調査の主体は届出者ということである。調査を実施する者は必ずしも指定調査機関である必要は無いという考え方を踏襲して行く。

[四俵委員] 5 - 4の県民意見は指針の話であると思うが、6(1)に入れなくてもよいのか。

[事務局] 意見の提出者が土地の形質の変更時における規定に対して意見を提出していることからこの項に記載している。

[浅岡委員] 自然由来は広大な範囲に広がっているが、その観点も踏まえて規定していくということか。

[事務局] 自然由来の汚染については、搬出先での二次汚染の問題等があるが、人為的な汚染とまったく同じ対応をさせることはできない。国も自然由来の対応については非常に苦悩しているが、国の動向を踏まえ県でも検討していく必要がある。

[大東部会長] 自然由来を汚染とってしまうとよくないので、自然由来の基準超過とするといいと思う。

[岡村委員] 外国では自然由来の基準超過土壌を海水で洗い流すといった方法がなされているが、そういった指針に規定されていない処理をすることはできなくなるのか。

[事務局] まず、自然由来であると判定することが難しいため、自然由来であることの判定方法を国の動向を見ながら進めていくべきであると思う。自然由来であっても措置が必要ないというわけではない。健康被害が出た場合にどう対応すべきかという観点もある。周辺地域の状況等を踏まえながら適切な措置を講ずる必要がある。また自然由来の基準超過の対策をどうするかということもある。

[大東部会長] 効果的に汚染土壌の処理ができるよう、汚染土壌処理施設の整備を進めてほしいという意見があるが、このことについて答申に書かれているのか。

[事務局] 特に答申に記述していないが、搬出土壌を受け入れる施設の整備は必要と考えている。

- ・事務局から答申案（資料 3）の修正箇所の確認
 - ・目次の 3（2）及び 11 頁の 3（2）のタイトル「自然由来による土壌汚染の取扱」を「自然由来により基準を超過した土壌の取扱」に修正
- ・各委員から異議は無く、答申案を修正のうえで答申とする旨決議された。

（2）その他

- ・環境部技監あいさつ

[大東部会長] 部会決議後のスケジュールを説明していただきたい。

[事務局] 本日、環境審議会長から知事に対して答申文書をいただく。その答申の内容について本日記者発表を行う。